

令和2年神審第3号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年9月2日14時20分

滋賀県琵琶湖北部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 3.10メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 178キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を後部座席に同乗させ、いずれも水着に救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾とも0.3メートルの喫水をもって、平成30年9月2日13時00分滋賀県長浜市の琵琶湖北岸に位置する水泳場を仲間の水上オートバイ4隻と共に発し、同県竹生島を経て滋賀県海津大崎南方沖合に向かった。

a受審人は、14時00分海津大崎南方沖合に到着し、しばらくして仲間の水上オートバイから水着に救命胴衣を着用した同乗者の落水を認め、同人をAに収容して最後部座席に同乗させ、同沖合で遊走を行った後、帰途に就くこととし、14時17分長浜市西浅井町所在の二等三角点峯山（以下「峯山三角点」という。）から169度（真方位、以下同じ。）1.77海里の地点で、針路を019度に定め、毎時60.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、進行した。

a受審人は、14時20分少し前峯山三角点から107度1,640メートルの地点に達したとき、船首方約100メートルのところを続けて航過したプレジャーボート等により生じた高さ約30センチメートルの航走波を認めたが、そのまま同波を乗り越えても同乗者が落水することはないものと思い、速力を大幅に減じるなど、航走波による船体動揺の軽減措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、航走波に向けて続航し、同波を乗り越えるときスロットルレバーを僅かに緩めたものの、14時20分峯山三角点から103度1,660メートルの地点において、Aは、原針路、ほぼ原速力のまま、船体に大きな縦揺れを生じ、最後部座席の同乗者が後方に落水し、噴流が同人を直撃した。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹いていた。

その結果、落水した同乗者が直腸損傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、琵琶湖北部において、知人2人を後部座席に同乗させて航行する際、航走波による船体動揺の軽減措置が不十分で、最後部座席の同乗者が後方に落水し、噴流が同人を直撃したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖北部において、知人2人を後部座席に同乗させて航行中、船首方に航走波を認めた場合、同乗者が落水することのないよう、速力を大幅に減じるなど、同波による船体動揺の軽減措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、そのまま航走波を乗り越えても同乗者が落水することはないものと思い、同波による船体動揺の軽減措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、最後部座席の同乗者が後方に落水し、噴流が同人を直撃して負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月26日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲